

提出先：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、消費者庁長官、内閣府消費者委員会委員長、国民生活センター理事長、法務大臣、文部科学大臣、自由民主党消費者問題調査会長、民進党ネクスト内閣府特命大臣（消費者及び食品安全）

2017年1月20日

民法の成年年齢引き下げに関して消費者被害の防止・救済のための制度整備等を求める意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会
代表理事（共同代表）岩岡 宏保
代表理事（共同代表）松岡萬里野
代表理事（共同代表）河野 康子

< 意見 >

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正に備え、若年成人の消費者被害の防止・救済のための制度整備をはじめ、内閣府消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」報告書（2017年1月）で指摘された施策について、国が早急に具体化し実行に移すことを求めます。

< 意見の趣旨 >

全国消費者団体連絡会（全国消団連）では、民法の成年年齢引き下げが消費生活に及ぼす影響について学習・意見交換会や緊急消費者アンケートを実施し、本件に関する消費者の現状認識や特に若者の生活環境の把握に取り組みました。そのうえで、消費者被害の防止・救済のための法制度等の整備や若年層向け相談機能の整備、消費者教育の強化を求めるとともに、こうした環境整備が整うまで18・19歳の未成年者取消権を維持する経過措置期間とすべきとする意見書を2016年11月に発出しました。

また、内閣府消費者委員会は、2016年9月より「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」を設置し、民法の成年年齢が引き下げられた場合の新たに成年となるものの消費者被害の防止・救済のための対応策について検討を重ね、2017年1月に報告書を取りまとめました。

ワーキング・グループでは、多方面の関係者から丁寧にヒアリングを重ねたうえで、若年者の消費者被害の実態を踏まえ、民法の成年年齢引下げに伴う望ましい対応策として、消費者被害の防止・救済のための制度整備 処分等の執行の強化 消費者教育の充実 若年成人に向けた消費者被害対応の充実 事業者の自主的取組の促進 を報告書にまとめました。

成年年齢の引き下げにより18歳・19歳から「未成年者取消権」が失われることになると、消費者被害の増大が懸念されます。また、消費者委員会報告書が「若年成人」と位置付けた22歳くらいまでの若年者も、成熟した成人に比べると、知識や社会経験は十分ではありません。消費者被害の防止・救済の観点から、これらの若年者に対する十分な施策が必要であり、報告書がそのような視点に立って施策の必要性について具体的かつ詳細に論じているこ

とに全面的に賛同するものです。

消費者委員会報告書で指摘された施策について、消費者庁等の関係省庁が連携し、若年成人の消費者被害の防止・救済のための制度整備を早急に具体化し、実行に移すことを求めます。

以上

< 参考資料 >

- ・全国消団連「民法の成年年齢引き下げに関する意見」(2016年11月22日)

2016年11月22日

民法の成年年齢引き下げに関する意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会
代表理事（共同代表）岩岡 宏保
代表理事（共同代表）松岡萬里野
代表理事（共同代表）河野 康子

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正が検討されています。

成年年齢引き下げに伴い、現在未成年保護としての重要な役割を果たしている「未成年者取消権」が18・19歳からなくなることは、消費者問題の観点から重大な問題です。国民生活センターの調査では、「未成年者と比べて20歳になった若者（成人）からの相談件数は格段に多く、『契約金額の高額化』や『契約する商品・サービスにおいても、サイドビジネスやマルチ取引、エステ等複雑なトラブルが上位』」という結果が出ています。成年年齢が引き下げられると、この傾向が18歳から生じる事態が懸念されます。

全国消費者団体連絡会（全国消団連）では、民法の成年年齢引き下げが消費生活に及ぼす影響について学習・意見交換会や緊急消費者アンケートを実施し、本件に関する消費者の現状認識や特に若者の生活環境の把握に取り組みました。

その中で見えてきた状況としては、まず、成年年齢引き下げの動き自体が十分に知られていないこと、また、改正が実現すると未成年者取消権が18・19歳からなくなることなど消費生活に及ぼす影響が十分に知られていないことです。

加えて、成年年齢引き下げに積極的な立場からは、早期に社会的な自立を促すことが重要との意見が寄せられる一方、成年年齢引き下げに慎重な立場からは、社会の受容が不十分な中で18・19歳の未成年者取消権が消滅することに対する懸念がより多く示されました。

全国消団連の会員団体で消費生活相談を行っている現場からは、「19歳のサクラサイト被害の相談を受け、現在未成年者取消権を使って解決を目指している。18・19歳から未成年者取消権がなくなると影響は大きい」といった声が上がっています。また、当事者である大学生からは「周囲には社会や政治の動きに注目している人は多くなく、そもそも成年年齢引き下げの件も知られていない。18歳は受験などに追われ、大学に入ってすぐの時期は生活環境が大きく変わり、そうした時に契約の勧誘があったら対応できるか不安」「周りで消費者被害に遭ったという話を聞くことがないが、被害に遭ったとしても言いづらいところがある。消費生活センターなどは敷居が高く、自分などが相談してよいのかと思う」「SNSの活用が当たり前となり、リアルの世界と比べてコミュニケーションの形が変化している。その中で先輩・友人からマルチ商法などに気軽に誘われる余地が生じている」との声が寄せられました。

日本社会において18歳は、人生の選択において重要な岐路となる年齢です。上記のような実態を踏まえ、以下のような方策が必要と考えます。

1．法制度等の整備

(1) 消費者契約法に、事業者は契約相手となる消費者の年齢や知識・経験・能力に配慮しなければならない規定を置くこと。事業者が若年者などの知識・経験・能力の不足等の事情につけ込んで締結した契約を取消できる規定を置くこと。

(2) 公正競争規約を若年成人に配慮した形に改定するなど、業界ごとに自主規制のあり方を見直し、成年年齢引き下げへの対応を促進すること。

(3) 消費者問題の観点からは、社会の中で特に若年層と高齢者の目配りが必要とされていることをかんがみ、今回の成年年齢引き下げへの対応を機に、高齢者対応も含めた形で法制度等の整備を図るべきである。

2．若年層向け相談機能の整備

(1) 若年層がSNSに親しんでいること、消費生活センターなどの公的機関に電話相談することに敷居の高さを感じていることなどを踏まえ、メール相談など現在の情報通信の実情を反映した相談方法等を整備すること。

3．消費者教育の強化

(1) 消費者教育の効果測定と、実践的な消費者教育の実施

学校教育の中に消費者教育は一応位置づけられているが、授業の中にいまだに定着しているとは言えず、またどこまで効果が上がったかの効果測定は行われていない。また、当事者である学生からは「授業で聞いたことと実生活がつながっていない」との指摘もされている。こうしたことを踏まえ、消費者教育の効果測定を行うとともに、学校で学んだことが実生活の中で役に立つよう、知識の習得に加えて、アクティブラーニングやロールプレイングなど、より実践的な手法を用いて、初等教育の段階から実施すること。

(2) 親世代への情報提供・消費者教育の充実

18・19歳へ消費者被害が拡大する事態を防ぐためには、親世代への情報提供と消費者教育が不可欠である。改正消費者安全法においては、「高齢者見守り」が位置付けられているところであるが、成年年齢引き下げを機に、新たに若年層への対応を記すとともに、高齢者や若年層を見守る側としての親世代への情報提供や、社会教育をはじめとする消費者教育を充実すること。

(3) 消費者教育の人材確保

多様な角度、手法で消費者教育を進める必要があることから、消費者教育の担い手とコーディネーターの養成と確保を進めること。

4．若年層が自ら学ぶ機会と場の創出

選挙権付与に伴い、18・19歳の若年層に、社会へ積極的に参画しようという意識改革が始まってくる。この機を逃さず、教育、勤労、納税という国民の義務など主権者としての意識向上のために、若年層自らが進んで学べる環境整備を進めることが重要である。ついては、消費者教育や家庭教育等周囲からの働きかけに加えて、若年層自らが積極的に参画できるような場・仕組み・ネットワークづくりを進めるとともに、そのための支援を行うこと。

5．経過措置について

2009年(平成21年)に答申された法制審議会「民法の成年年齢引下げに関する最終報告

書」では、契約年齢を引き下げた場合の問題点として「18歳・19歳の者が悪質業者のターゲットとされるなど、消費者被害が拡大するおそれ」が指摘されるとともに、「引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要」とされた。

報告書では「消費者被害が拡大しないための施策の充実」として、消費者保護施策の充実 消費者関係教育の充実 が言及されていますが、これらの効果はいまだ明示的に表れてはいない状況である。

インターネットによる情報通信手段が普及し、SNS等によるコミュニケーションが主流となり、契約や決済にも大きなグローバル化の波が押し寄せている現在を生きる若年層に対して、本意見書に挙げた方策の早期具体化を進める必要がある。そして、社会経験が十分でない若い消費者が安全で安心して暮らせる環境整備が整うまでの間を、18・19歳の未成年者取消権を維持する経過措置期間としておくべきである。

以上

<参考資料>

全国消団連「成年年齢引き下げについての緊急アンケート」結果概要

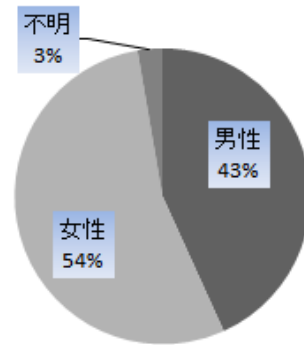
< 参考資料 > 全国消費者団体連絡会「成年年齢引き下げについての緊急アンケート」結果概要

【実施期間】 2016年10月26日(水)～2016年11月17日(木)

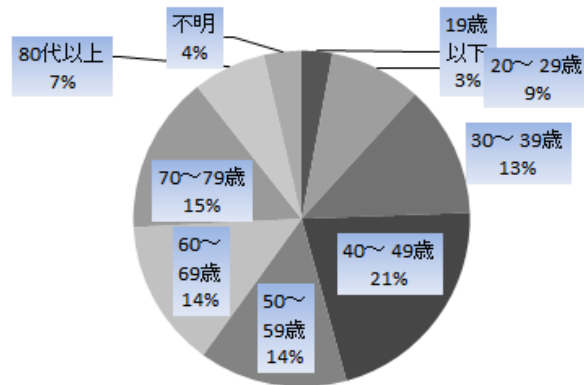
【実施方法】 アンケート用紙または、インターネットで回答していただいた。

【回答者情報】

性別	人数
男性	191
女性	239
不明	12



年齢	人数
19歳以下	13
20～29歳	39
30～39歳	56
40～49歳	94
50～59歳	63
60～69歳	63
70～79歳	67
80歳以上	31
不明	16



【第1設問】

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる、という報道を知っていますか。

選択肢	回答数
1 はい	388
2 いいえ	54

【第2設問】

現行民法では、未成年者が親の同意を得ることなく行った法律行為は、取り消すことができることを知っていますか。(未成年者取消権)

選択肢	回答数
1 はい	296
2 いいえ	146

【第3設問】

成年年齢が引き下げられると、18歳、19歳の若者(高校3年生から対象となります。)が親の同意を得ることなく契約ができるようになります。一方、これまでは取り消し可能だった親の同意のない契約を、今後取り消せなくなります。このことについて、あなたはどのように考えますか。

選択肢	回答数
1 賛成	113
2 反対	230
3 どちらでもない	99

【第4設問】

第3設問でお答えになった理由をお書きください。

	記入欄 内容
1 賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を認めるのであれば、義務や責任を伴うのは当然である。 ・消費者教育をキチンとやれば問題ない。むしろ、これを機会に現在の成年者にも、充実した消費者教育がなされるべき。 ・そこは毅然と"成人"として扱うべきと考えています。例え、それで失敗することがあっても若い程やり直しも効きますし、現状の甘やかされた状況よりは長い目で見た場合良いと考えてます。 ・18歳以上は働けるのだから、自分の責任は自分でとる。学生のうちから社会人としての意識を高めてもらった方がよいと思う。 ・「成人」になる以上は、契約を結ぶことに自分で責任を取らなければならないと考えるから。 ・早期自立を促すのに有益 無責任な若年層の増大に歯止めがかかる効果が期待できる。 ・高校だから学生だからの問題ではないので自己責任、それを教えるのも親の責任 ・18歳は高卒で働く人やアルバイトを始める人が多い年齢でもありますし、社会人としての金銭感覚や社会的責任を身につけることは大事だと思います。 ・18歳が成年となれば、責任が発生するのは当然である。
2 反対	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳になれば、自分の意見を持っている人は多いとは思いますが、一般社会の契約の内容を理解する判断力が未熟であると考えられるから。 ・社会経験が浅い若者にとって、契約条項を理解し未然に被害を予防できる判断力が乏しいと考えます。 ・現状 18、19歳の若者が適切に契約の内容を把握し、判断できる知識を有しているとは考えられないため。 ・知識や経験の不足からくる事実誤認により、望まない契約をすることになり、より被害を受けることが予想されるから。 ・消費者教育が行き届いていない現状で、判断能力の低い10代の若者がトラブルに巻き込まれることが増えてしまう。 ・18才といえば高校生も含まれている。高校のクラスや部活内などでのマルチ商法被害等の発生の恐れもある。 ・大学生の消費者被害は大学生協などでも注意喚起をしているが、相当程度と考えられる。若年層の消費者被害の実態をしっかり押さえるべき。 ・ほとんどが高校生になる今の日本において、高校3年から19歳の時点で契約行為についての認識、正しい判断ができると考えられない。自分が高校の際は、受験や、大学生活に精いっぱい、その点に関して学ぶ機会が少なかったため。 ・契約について学習する体制が整っていない。悪質業者のターゲットになる恐れがある。 ・金銭の契約行為や一般的なお金の使い方などに関して現在の学校教育では対応できていない。知識のない高校生が簡単に詐欺サイトなどへの誘導で支出トラブルに巻き込まれる事例が増えそう。 ・法律論としては正しい。ただ今の義務教育、高校までの教育は、できるだけ政治に無関心、考えないような国民を育成するシステムのように思える。その見直しをすることなく、諸外国に合わせて単純に18歳に合わせることは、危険だと思う。 ・現状の20歳未満はインターネットから得る情報は多いが、精神的に自立できていない若者が多い。まずは、教育を小学生からしておかなければと思う。 ・ほとんどの人が高校に進学し、保護者と生活する。アルバイトが禁止されている高校も多い。そのような環境の中で収入のない18歳の高校生が自分に支払不可能な契約をしてしまった場合などどうするのか心配だ。 ・恒常的な収入を持たない者が、誤った経済行為の契約を行った際の救済措置がなくなり、故意に騙すような行為等への対応が取れなくなるから。 ・高校生が含まれるということに問題を感じる。高校生では自分でお金を稼ぐことが難しく、自分で自分の責任をとれる状態にないと考えられるため、問題のある契約を結んでしまったときに本人だけではなく家族(保護者)にも大きく影響を与える可能性がある。 ・18歳で自活している世代は少ないと思われる。そのような場合不利益をこうむった場合に支払い義務などの責任を負うのは現在の日本では一般的に親であり、取り消せなくなった場合に対応しなければならない親が増えるため。 ・親に養ってもらっている段階では、親の承諾なく契約成立出来てしまうのは納得いかない。 ・若者の自立心を高めるためには良いと思うが、この法律によってトラブルが増加し、被害が拡大することは反対だ。保護する対策が必要ではないか。

<p>3 どちらでもない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・しょせんは線引き、決め事の話なので、契約取消の可否を18歳に置くことが一概に悪とは言えない。どこかで未成年と成年との線は引かなければならない。ただし下げるのであれば、相当の教育のための期間が必要。その期間は1～2年ではとても無理で、10年以上は必要でしょう。 ・18歳に達した人を大人として扱うということには賛成です。ただし契約に関する基本的な教育を十分に施すことが前提です。現在これが十分であるとは思えません。これは18歳、19歳の人に限られないと思います。 ・責任を課すことも必要。ただし、経過期間が必要。 ・成年とはそういうことから。ただし、移行期間の猶予対応と教育は必要と思います。 ・18歳になる前にきちんとそのことが教育され、共有されるのであれば問題ないと思いますが、その保障がされるかどうか分からないので何とも言えません。 ・18歳と20歳で判断能力について、差はあまりないと思う。何も対策しないで18歳に引き下げたら、18,19歳の被害者が増えるかもしれない。18歳成年を前提に中学校のころから消費者教育を徹底すれば、18歳を成年として取り扱っても被害の増加につながらないと思う。 ・若者に早くから責任を持たせられる社会勉強をさせられるといった点では賛成。一方で、知識が浅いままの若者を狙った犯罪やトラブルが多発すると思われるので、そういった点では反対。
------------------	--

【第5、6設問】

成年年齢が引き下げられた場合、消費者被害トラブルを防止するために何が必要でしょうか。（複数回答可）

選択肢	回答数	記入欄 内容
1 若年層の契約トラブルの防止に資する法律を整備する。	272	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の上限を定める。学校教育中での金銭教育を充実させる。 ・例外を設ける。二十歳までは親の同意が必要とするとか。 ・クーリングオフの簡素化。 ・既にいまの10代は、貧困問題、奨学金問題、ブラック企業での理不尽な雇用他、様々な社会問題に本人の努力とは関係なく、渦中にいると思います。消費者被害のターゲットは若年層だけでなく、高齢者含め、全世代の社会問題ではないでしょうか。法整備、罰則、教育、行政手腕等、全てテコ入れが必要です。
2 法律違反を犯した事業者の取り締まりを強化する。	217	<ul style="list-style-type: none"> ・成人することによる責任感を早い段階から養っていく環境を整備するとともに、悪質な業者に対しては、それが若年層を対象にしているかにかかわらず厳罰を以て臨むべきである。 ・子どものときからの消費者教育が大切。義務教育の中で、消費者の権利も含めて、消費者教育を強化していくことが重要。一方で、悪徳業者の取締りの強化も必要。
3 若年層が相談できる窓口を整備する。	195	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの充実。 ・窓口の整備と周知に尽きると思います。ハローワークなど18～19歳で自立を考える若者が利用する確率の高い施設に併設するとよいか？ ・相談窓口をハローワークやたまり場、駅などにつくる。 ・相談窓口に関しては、利用しやすい開設時間の工夫やウェブ活用してほしい。
4 消費者教育の強化	233	<ul style="list-style-type: none"> ・契約とは何か、どんな被害が予想されるのか、などを学ぶための消費者教育の時間を確保できていないのが現状のようです。教師の知識も乏しいように思います。社会全体で予防対策をしなければ、若者の被害が増えるだけです。 ・高校の授業の中で、実際にあった事例などをたくさん知らせて、契約上注意すべきことを教える。 ・現状においても社会人としての権利・義務に関する教育指導が十分に行われているとは言い難く、従来以上に家庭内教育と学校教育を徹底する必要がある。ついては、学校教育は中学校の“道徳”で取り上げる等真剣に徹底して行うべきである。 ・過去事例紹介(最新版)と防止策についての教育 ・弁護士、司法書士だけでなく、学者や院生の協力も得て全国民的な消費者教育を繰り広げる。当然、国や自治体も十分な予算を用意すべき。 ・中学校、高等学校又は地元警察署で悪徳契約の対策講座を開設する。受講を卒業要件の一つにする。

	<ul style="list-style-type: none">・小学校の社会科から導入し、中学、高校へと教科の中に消費者教育を組み込む。・特に消費者教育を小さいうちから段階的に行う必要があると思います。スマホが普及し、インターネット関連の被害は低年齢化しています。なぜいけないのかを理解させる教育が必要だと思います。・4はまず教育されていない。教育されてない年代に教えるべき。成年年齢を引き下げるという前に、引き下げなくてもトラブルを防止するために働きかけるべきだ!!・小学生より、小学校での消費者教育が必要。教育に取組んで下さい。また、これまで消費者教育を受けていない、中・高・大学生・社会人にも学校や消費者センターを活用して消費者教育が必要です。・そもそも親の世代が消費者問題に興味を持っていないのと無関心である。義務教育の中で子ども自身に我がこととして教育していくのが効果的だと思います。・消費者教育については、まず親が理解をすることが大事。・法律を改正する前に、18歳が成年になると18歳くらいから未成年者取消権を行使できなくなるという事実を繰り返し報道する。高校生になったら、毎年学校で消費者教育の授業を受けさせる。中高生の子を持つ親に対して自分の子が被害に遭わないよう家庭で教育することをよびかける。学校からの便り、PTAを利用。
--	--